

R1調査項目	R7調査項目(案)	変更内容・理由等
<b>■男女の役割などについて</b>	<b>■男女の役割などについて</b>	
<b>【問1】各分野における男女の地位の平等感</b> (1) 家庭生活での男女の地位の平等感 (2) 職場での男女の地位の平等感 (3) 学校教育の場での男女の地位の平等感 (4) 政治の場での男女の地位の平等感 (5) 法律や制度上での男女の地位の平等感 (6) 社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等感 (7) 地域活動での男女の地位の平等感	<b>【問1】各分野における男女の地位の平等感</b> (1) 家庭生活での男女の地位の平等感 (2) 職場での男女の地位の平等感 (3) 学校教育の場での男女の地位の平等感 (4) 政治の場での男女の地位の平等感 (5) 法律や制度上での男女の地位の平等感 (6) 社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等感 (7) 地域活動での男女の地位の平等感	変更なし
<b>【問1-2】社会全体における男女の地位の平等感</b> 1 男性の方が非常に優遇されている 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている 3 平等 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている 5 女性の方が非常に優遇されている	<b>【問1-2】社会全体における男女の地位の平等感</b> 1 男性の方が非常に優遇されている 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている 3 平等 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている 5 女性の方が非常に優遇されている	変更なし
<b>【問2】固定的な性別役割分担意識</b> (1) 男は外で働き、女は家庭を守るべきである (2) 自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく (3) 女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ (4) 子育ては、やはり母親でなくてはと思う (5) 家事、介護は女性の方が向いていると思う	<b>【問2】固定的な性別役割分担意識</b> (1) 男は外で働き、女は家庭を守るべきである (2) 自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく (3) 女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ (4) 子育ては、やはり母親でなくてはと思う (5) 家事、介護は女性の方が向いていると思う	変更なし 国の調査は、(1)の内容で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきか」の項目のみ実施
<b>■女性の社会参画について</b>	<b>■女性の社会参画について</b>	
<b>【問3】女性の社会参画を推進すべき分野</b> 1 県知事、市町村長 2 副知事、副市町村長 3 議会の議員(国会、県議会、市町村議会等) 4 公務員の管理職(国の省庁、県庁、市町村の役場等) 5 大学教授 6 国連などの国際機関の管理職 7 企業の管理職 8 弁護士、医師などの専門職 9 起業家・経営者 10 農業・漁業協同組合、森林組合の役員 11 労働組合の幹部 12 自治会長、PTA会長など 13 その他(具体的に: )	<b>削除</b>	<b>変更 設問項目削除</b> 国調査と同様、女性の社会参画を推進すべき分野の項目を削除
<b>【問4】女性の意見の反映度</b> 1 十分反映されている 2 ある程度反映されている 3 あまり反映されていない 4 ほとんど(全く)反映されていない	<b>【問3】女性の意見の反映度</b> 1 十分反映されている 2 ある程度反映されている 3 あまり反映されていない 4 ほとんど(全く)反映されていない	変更なし 国調査では問われていない項目。政策・方針決定過程における女性参画のための政策に必要なため調査
<b>【問4-1】県の政策に女性の意見や考え方が反映されていない理由</b> 1 県議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから 2 県の審議会などの委員に女性が少ないから 3 女性の意見や考え方に対して県議会や行政機関の側の関心が薄いから 4 女性からの働きかけが十分ではないから 5 女性の意見や考え方が期待されていないから 6 女性自身の関心が低いから 7 その他(具体的に: )	<b>【問3-2】県の政策に女性の意見や考え方が反映されていない理由</b> 1 県議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから 2 県の審議会などの委員に女性が少ないから 3 女性の意見や考え方に対して県議会や行政機関の側の関心が薄いから 4 女性からの働きかけが十分ではないから 5 女性の意見や考え方が期待されていないから 6 女性自身の関心が低いから 7 その他(具体的に: )	変更なし

R1調査項目	R7調査項目(案)	変更内容・理由等
<b>■女性と仕事について</b> <b>【問5】女性の就業パターン</b> 1 女性は仕事に就かない方がよい 2 結婚するまでは、仕事を続ける方がよい 3 子どもができるまでは、仕事を続ける方がよい 4 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい 6 その他(具体的に: )	<b>■女性と仕事について</b> <b>【問4】女性の就業パターン</b> 1 女性は仕事に就かない方がよい 2 結婚するまでは、仕事を続ける方がよい 3 子どもができるまでは、仕事を続ける方がよい 4 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい 6 その他(具体的に: )	変更なし
<b>【問6】女性の働き続けやすさ</b> 1 働き続けやすい 2 どちらかといえば働き続けやすい 3 どちらかといえば働き続けにくい 4 働き続けにくい	<b>【問5】女性の働き続けやすさ</b> 1 働き続けやすい 2 どちらかといえば働き続けやすい 3 どちらかといえば働き続けにくい 4 働き続けにくい	変更なし 国調査では問われていない項目。政策・方針決定過程における女性参画のための政策に必要であるため調査
<b>【問6-1】女性が働き続ける上で障害となっていること</b> 1 昇進・昇格、教育・訓練等に男女で不平等な扱いがある 2 結婚・出産退職の慣行がある 3 短期契約、パートタイム、臨時雇いなど不安定な雇用形態が多い 4 女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある 5 女性は補助的な仕事しか任せてもらえない 6 長時間労働や残業がある 7 職場でのセクシュアル・ハラスメントがある 8 育児施設が十分でない 9 介護施設が十分でない 10 家族の理解や協力が得にくい 11 女性自身の知識や技術が不足している 12 女性自身に働き続けようという意欲が不足している 13 その他(具体的に: )	<b>【問6-2】女性が働き続ける上で障害となっていること</b> 1 昇進・昇格、教育・訓練等に男女で不平等な扱いがある 2 結婚・出産退職の慣行がある 3 短期契約、パートタイム、臨時雇いなど不安定な雇用形態が多い 4 女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある 5 女性は補助的な仕事しか任せてもらえない 6 長時間労働や残業がある 7 職場でのセクシュアル・ハラスメントがある 8 育児施設が十分でない 9 介護施設が十分でない 10 家族の理解や協力が得にくい 11 女性自身の知識や技術が不足している 12 女性自身に働き続けようという意欲が不足している 13 その他(具体的に: )	変更なし 国調査では問われていない項目。政策・方針決定過程における女性参画のための政策に必要であるため調査
<b>■仕事と家庭生活・地域活動について</b> <b>【問7】「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方</b> (1) 希望優先度 1 「仕事」を優先したい 2 「家庭生活」を優先したい 3 「地域・個人の生活」を優先したい 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい (2) 現状 1 「仕事」を優先している 2 「家庭生活」を優先している 3 「地域・個人の生活」を優先している 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	<b>■仕事と家庭生活・地域活動について</b> <b>【問6】「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方</b> 希望優先度 1 「仕事」を優先したい 2 「家庭生活」を優先したい 3 「地域・個人の生活」を優先したい 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい <b>【問6-2】現状</b> 1 「仕事」を優先している 2 「家庭生活」を優先している 3 「地域・個人の生活」を優先している 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	変更なし

R1調査項目	R7調査項目(案)	変更内容・理由等
<p>【問8】家庭生活等のため十分時間が取れているか</p> <p>(1) 家庭生活のための時間</p> <p>(2) 地域・社会活動に参加する時間</p> <p>(3) 学習・研究、趣味・娯楽、スポーツのための時間</p> <p>(4) 休養のための時間</p>	<p>【問7】家庭生活等のため十分時間が取れているか</p> <p>(1) 家庭生活のための時間</p> <p>(2) 地域・社会活動に参加する時間</p> <p>(3) 学習・研究、趣味・娯楽、スポーツのための時間</p> <p>(4) 休養のための時間</p>	<p>変更なし</p> <p>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が政策の重要課題となっていることから、H20国の調査に基づいた調査内容</p>
<p>【問9】日常生活における家庭の仕事等の役割分担(配偶者(パートナー)のいらっしゃる方に。)</p> <p>(1) 食事のしたく</p> <p>(2) 食事のかたづけ</p> <p>(3) 掃除</p> <p>(4) 小さい子どもの世話</p> <p>(5) 介護が必要な高齢者・病人の世話</p> <p>(6) 家庭における重大な事柄の決定</p> <p>(7) 地域活動への参加(自治会・PTAなど)</p>	<p>【問8】日常生活における家庭の仕事等の役割分担(配偶者(事実婚、パートナー等を含む)のいらっしゃる方に。)</p> <p>(1) 食事のしたく</p> <p>(2) 食事のかたづけ</p> <p>(3) 掃除</p> <p>(4) 小さい子どもの世話</p> <p>(5) 介護が必要な高齢者・病人の世話</p> <p>(6) 家庭における重大な事柄の決定</p> <p>(7) 地域活動への参加(自治会・PTAなど)</p>	<p>変更</p> <p>「パートナー」→「事実婚、パートナー等を含む」に文言変更</p>
<p>【問10】男性の家庭・地域活動への参加のために必要なこと</p> <p>1 男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと</p> <p>2 男性が家事・育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと</p> <p>3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること</p> <p>4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること</p> <p>5 社会の中で、男性による家事・育児などについても、その評価を高めること</p> <p>6 男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること</p> <p>7 労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること</p> <p>8 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと</p> <p>9 男性が家事・育児などを行うための、仲間(ネットワーク)作りをすすめること</p> <p>10 その他(具体的に: )</p> <p>11 特になし</p>	<p>削除</p>	<p>変更 設問項目削除</p> <p>問9、問10の設問に変更したため</p>
	<p>【問9】男性の家事・育児・介護の時間が女性より短い要因について</p> <p>1 男性が長時間労働や休暇が取りづらい働き方をしているから</p> <p>2 男性側に家事・育児・介護は女性がするべきものという意識があるから</p> <p>3 「男は仕事、女は家庭」という社会的風潮があるから</p> <p>4 職場や上司の理解がないから</p> <p>5 男性は家事・育児・介護が苦手だから</p> <p>6 家事・育児・介護は女性の方が向いているから</p> <p>7 自治会など家庭外の地域活動を男性が担っているから</p> <p>8 女性側に家事・育児・介護は男性に任せられないという意識があるから</p> <p>9 その他(具体的に: )</p> <p>10 無回答</p>	<p>新設項目</p> <p>R5県政世論調査の項目を新設</p>
	<p>【問10】男性の家事・育児・介護への参画を進めるために行政が取り組むべきこと</p> <p>1 勤務先の働き方改革の推進</p> <p>2 育児休業の義務化など制度の整備</p> <p>3 男性の家事・育児・介護のスキルアップ支援</p> <p>4 学校教育による理解促進</p> <p>5 夫婦に対する普及啓発</p> <p>6 上司・同僚に対する普及啓発</p> <p>7 地域に対する普及啓発</p> <p>8 夫婦の親世代に対する普及啓発</p> <p>9 その他(具体的に: )</p>	<p>新設項目</p> <p>R5県政世論調査の項目を新設</p>
<p>■女性の人権について</p>	<p>■セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)について</p>	
<p>【問11】セクシュアル・ハラスメントの経験</p> <p>1 直接経験したことがある</p> <p>2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる</p> <p>3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている</p> <p>4 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)という言葉聞いたことはある</p> <p>5 そうい言葉は今まで聞いたことがない</p>	<p>【問11】セクシュアル・ハラスメントの経験</p> <p>1 直接経験したことがある</p> <p>2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる</p> <p>3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている</p> <p>4 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)という言葉聞いたことはある</p> <p>5 そうい言葉は今まで聞いたことがない</p>	<p>変更なし</p>

R1調査項目	R7調査項目(案)	変更内容・理由等
<p>【問12】ドメスティック・バイオレンスの経験</p> <p>配偶者(パートナー)などふたりの間でふるわれる身体的・心理的・性的な暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))が問題とされていますが、あなたは、ドメスティック・バイオレンス(DV)による被害を経験したり見聞きしたことがありますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 直接経験したことがある</li> <li>2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる</li> <li>3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている</li> <li>4 ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を知ったことはある</li> <li>5 そうい言葉は今まで聞いたことがない</li> </ol>	<p>【問12】ドメスティック・バイオレンスの経験</p> <p>配偶者(事実婚、パートナー等を含む)などふたりの間でふるわれる身体的・<b>精神的</b>・性的な暴力など(ドメスティック・バイオレンス(DV))が問題とされていますが、あなたは、ドメスティック・バイオレンス(DV)による被害を経験したり見聞きしたことがありますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 直接経験したことがある</li> <li>2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる</li> <li>3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている</li> <li>4 ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を知ったことはある</li> <li>5 そうい言葉は今まで聞いたことがない</li> </ol>	<p><b>変更</b> 「パートナー」→「事実婚、パートナー等を含む」、「心理的」→「精神的」に文言変更</p>
	<p>【問12-2】ドメスティック・バイオレンスの経験をどこに相談したか</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性相談支援センター(島根県女性相談センター等)の女性相談窓口相談した</li> <li>2 配偶者暴力相談支援センター(島根県女性相談センター等)のDV相談窓口相談した</li> <li>3 男女共同参画のための公的機関(男女共同参画センター等)に相談した</li> <li>4 警察に相談した</li> <li>5 上記1~4以外の公的機関(市町村役場等)に相談した</li> <li>6 民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間団体等)に相談した</li> <li>7 医療関係者(医師、看護師等)に相談した</li> <li>8 学校関係者(教員、養護教諭、スクールカウンセラー等)に相談した</li> <li>9 職場、アルバイトの関係者(上司、同僚、部下、取引先等)に相談した</li> <li>10 家族や親戚に相談した</li> <li>11 知人・友人に相談した</li> <li>12 その他、上記1~11以外の機関や人に相談した</li> <li>13 どこ(だれ)にも相談しなかった</li> </ol>	<p><b>新設項目</b> 計画で目標値を設定しているため新設</p>
<p>【問13】ドメスティック・バイオレンスが起る背景や要因</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 配偶者(パートナー)間の暴力は、犯罪であり人権侵害であるという認識が低く、配偶者(パートナー・事実婚を含む)に対する暴力を容認する社会通念があるから</li> <li>2 例えば「男は外で働き女は家庭を守るべき」など、男(女)はこうあるべきという決めつけた概念があるから</li> <li>3 現代社会はストレスが大きいから</li> <li>4 女性に対する差別的な意識が存在するから</li> <li>5 暴力を振るわれる方に落ち度があるなど、配偶者(事実婚を含む)に暴力を振るわれても仕方ないから</li> <li>6 家庭の経済的な環境(失業等)が悪化しているから</li> <li>7 配偶者(パートナー)間における経済力の格差があるから</li> <li>8 配偶者(パートナー)間におけるコミュニケーションがちゃんと取れていないから</li> <li>9 暴力的な表現の多いゲーム、テレビ、コミック、映画等が多いから</li> <li>10 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の問題があるから</li> <li>11 その他(具体的に: )</li> </ol>	<p>【問13】ドメスティック・バイオレンスが起る背景や要因</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 配偶者(事実婚、パートナー等を含む)間の暴力は、犯罪であり人権侵害であるという認識が低く、配偶者(パートナー・事実婚を含む)に対する暴力を容認する社会通念があるから</li> <li>2 例えば「男は外で働き女は家庭を守るべき」など、男(女)はこうあるべきという決めつけた概念があるから</li> <li>3 現代社会はストレスが大きいから</li> <li>4 女性に対する差別的な意識が存在するから</li> <li>5 暴力を振るわれる方に落ち度があるなど、配偶者(事実婚を含む)に暴力を振るわれても仕方ないから</li> <li>6 家庭の経済的な環境(失業等)が悪化しているから</li> <li>7 配偶者(事実婚、パートナー等を含む)間における経済力の格差があるから</li> <li>8 配偶者(事実婚、パートナー等を含む)間におけるコミュニケーションがちゃんと取れていないから</li> <li>9 暴力的な表現の多いゲーム、テレビ、コミック、映画等が多いから</li> <li>10 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の問題があるから</li> <li>11 その他(具体的に: )</li> </ol>	<p><b>変更</b> 「パートナー」→「事実婚、パートナー等を含む」に文言変更</p>
<p>【問14】デートDVの経験</p> <p>ドメスティック・バイオレンス(DV)は大人だけの問題ではなく、恋愛関係にある若者の間でも同じような暴力(デートDV)が起きています。あなたは、デートDVによる被害を経験したり見聞きしたことがありますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 直接経験したことがある</li> <li>2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる</li> <li>3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている</li> <li>4 デートDVという言葉を知ったことはある</li> <li>5 そうい言葉は今まで聞いたことがない</li> </ol>	<p>【問14】デートDVの経験</p> <p>ドメスティック・バイオレンス(DV)は<b>配偶者(事実婚、パートナー等を含む)間だけの問題ではなく、恋愛関係にある者の間でも</b>同じような暴力(デートDV)が起きています。あなたは、デートDVによる被害を経験したり見聞きしたことがありますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 直接経験したことがある</li> <li>2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる</li> <li>3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている</li> <li>4 デートDVという言葉を知ったことはある</li> <li>5 そうい言葉は今まで聞いたことがない</li> </ol>	<p><b>変更</b> 文言整理</p>

R1調査項目	R7調査項目(案)	変更内容・理由等
<p>【問15】DV又はデートDVIに係る講習会等の受講状況</p> <p>これまで、ドメスティック・バイオレンス(DV)またはデートDVIについて、講習会等を受講したことがありますか。</p> <p>1 ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する講座を受講したことがあります</p> <p>2 デートDVIに関する講座を受講したことがある</p> <p>3 そうい講座をこれまで受講したことはない</p>	<p>【問15】DV又はデートDVIに係る講習会等の受講状況</p> <p>これまで、ドメスティック・バイオレンス(DV)またはデートDVIについて、<b>講座や研修等</b>を受講したことがありますか。</p> <p>1 <b>講座を受講したことがある</b></p> <p>2 <b>学校の授業や職場で研修を受けたことがある</b></p> <p>3 <b>テレビ番組やSNS(YouTube等)を見たことがある</b></p> <p>4 <b>書籍や新聞で読んだことがある</b></p> <p>5 <b>その他の方法</b></p> <p>6 <b>受講したことはない</b></p>	<p><b>変更</b> 選択肢を追加、文言整理</p>
<p>【問16】女性への暴力をなくす方策</p> <p>1 法律・制度の制定や見直しを行う</p> <p>2 犯罪の取り締まりを強化する</p> <p>3 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害女性が届けやすいようにする</p> <p>4 被害女性を支援し、暴力に反対する市民活動・市民運動を盛り上げる</p> <p>5 被害女性のための相談機関や保護施設などを整備する</p> <p>6 学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させる</p> <p>7 あらゆる差別や暴力を許さないよう、人権を尊重する教育を学校・家庭で充実させる</p> <p>8 メディア(新聞・テレビなど)が自主的に倫理規定を強化する</p> <p>9 過激な内容の雑誌、ビデオ、ゲームソフトなどの販売や貸し出しを制限する</p> <p>10 その他(具体的に: )</p> <p>11 特に対策の必要はない</p>	<p>【問16】女性への暴力をなくす方策</p> <p>1 法律・制度の制定や見直しを行う</p> <p>2 犯罪の取り締まりを強化する</p> <p>3 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害女性が届けやすいようにする</p> <p>4 被害女性を支援し、暴力に反対する市民活動・市民運動を盛り上げる</p> <p>5 被害女性のための相談機関や保護施設などを整備する</p> <p>6 学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させる</p> <p>7 あらゆる差別や暴力を許さないよう、人権を尊重する教育を学校・家庭で充実させる</p> <p>8 メディア(新聞・テレビなど)が自主的に倫理規定を強化する</p> <p>9 過激な内容の雑誌の<b>販売等を制限したり、インターネット上の有害コンテンツ等の削除依頼をする</b></p> <p>10 その他(具体的に: )</p> <p>11 特に対策の必要はない</p>	<p><b>変更</b> 選択肢の文言変更</p>
<b>■男女共同参画に関する行政への要望について</b>		
<p>【問17】男女共同参画に関する行政への要望</p> <p>1 男女の平等や相互理解に関する学習機会等の充実</p> <p>2 保育所等、その他子育てに関する施設やサービスの充実</p> <p>3 育児休業制度の充実や労働環境の整備</p> <p>4 高齢者や病人の施設や介護サービスの充実</p> <p>5 介護休業制度の充実や労働環境の整備</p> <p>6 労働時間の短縮、在宅勤務の普及など働き方の見直し支援</p> <p>7 子育てで仕事を退職した人の再就職支援</p> <p>8 介護等で仕事を退職した人の再就職支援</p> <p>9 県、市町村等の審議会委員や管理職への女性の積極的登用</p> <p>10 民間企業・団体等の管理職への女性登用に関する支援</p> <p>11 女性や男性の生き方等の悩みに関する相談の場の提供</p> <p>12 性的指向、性自認等(LGBT等)に関する啓発等の充実</p> <p>13 その他(具体的に: )</p> <p>14 特にない</p>	<p>【問17】男女共同参画に関する行政への要望</p> <p>1 男女の平等や相互理解に関する学習機会等の充実</p> <p>2 保育所等、その他子育てに関する施設やサービスの充実</p> <p>3 育児休業制度の充実や労働環境の整備</p> <p>4 高齢者や病人の施設や介護サービスの充実</p> <p>5 介護休業制度の充実や労働環境の整備</p> <p>6 労働時間の短縮、在宅勤務の普及など働き方の見直し支援</p> <p>7 子育てで仕事を退職した人の再就職支援</p> <p>8 介護等で仕事を退職した人の再就職支援</p> <p>9 県、市町村等の審議会委員や管理職への女性の積極的登用</p> <p>10 民間企業・団体等の管理職への女性登用に関する支援</p> <p>11 <b>研究者など、従来、女性が少なかった分野への女性の進出を支援する</b></p> <p>12 女性や男性の生き方等の悩みに関する相談の場の提供</p> <p>13 性的指向、性自認等(LGBT等)に関する啓発等の充実</p> <p>14 <b>女性に対する暴力を根絶するための取組を進める</b></p> <p>15 その他(具体的に: )</p> <p>16 特にない</p>	<p><b>変更</b> 国の調査に合わせ選択肢を追加</p>
<b>■男女共同参画に関する用語や制度、機関について</b>		
<p>【問18】男女共同参画に関する用語等の認知度</p> <p>女性をとりまく問題に関する次の言葉やことについて知っていますか。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約</p> <p>(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)</p> <p>(3) 男女共同参画社会基本法</p> <p>(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)</p> <p>(5) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)</p> <p>(6) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)</p> <p>(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)</p> <p>(8) 島根県男女共同参画推進条例</p> <p>(9) 第3次島根県男女共同参画計画</p> <p>(10) ジェンダー(社会的性別)</p> <p>(11) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)</p> <p>(12) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)</p> <p>(13) 島根県立男女共同参画センター(あすてらす)</p> <p>(14) 島根県女性相談センター(DV相談窓口)</p> <p>(15) 配偶者暴力相談支援センター(DV相談窓口)</p> <p>(16) 性暴力被害者支援センターたんぽぽ</p>	<p>【問18】男女共同参画に関する用語等の認知度</p> <p><b>男女共同参画</b>に関する次の<b>制度や機関</b>について知っていますか。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約</p> <p>(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)</p> <p>(3) 男女共同参画社会基本法</p> <p>(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)</p> <p>(5) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)</p> <p>(6) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)</p> <p>(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)</p> <p>(8) 島根県男女共同参画推進条例</p> <p>(9) <b>第4次</b>島根県男女共同参画計画</p> <p>(10) 島根県立男女共同参画センター(あすてらす)</p> <p>(11) 島根県女性相談センター(<b>女性</b>相談窓口)</p> <p>(12) 配偶者暴力相談支援センター(DV相談窓口)</p> <p>(13) 性暴力被害者支援センターたんぽぽ</p>	<p><b>変更</b> 国の調査項目から削除されたが、男女共同参画に関する制度、機関は継続して調査する</p>

R1調査項目	R7調査項目(案)	変更内容・理由等																
<b>■ご自身やご家族のことについて</b>	<b>■ご自身やご家族のことについて</b>																	
F1 性別 1 女性、2 男性、3 その他	<b>【問19】性別</b> 1 女性、2 男性、3 その他の <b>性自認</b>	<b>変更</b> <b>選択肢の文言変更</b>																
F2 年齢 あなたの年齢は、満でいくつですか。 1 18～19歳 ～ 12 80歳以上	<b>【問20】年齢(満年齢)</b> 1 18～19歳 ～ 12 80歳以上	<b>変更</b> <b>文言変更</b>																
F3 職種	<b>【問22】職種</b>	変更なし																
<table border="1"> <tr> <td>自営業主</td> <td>1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)</td> </tr> <tr> <td>家族従業者</td> <td>4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)</td> </tr> <tr> <td>勤務者</td> <td>7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)</td> </tr> </table>	自営業主	1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)	家族従業者	4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)	勤務者	7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など	その他	12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)	<table border="1"> <tr> <td>自営業主</td> <td>1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)</td> </tr> <tr> <td>家族従業者</td> <td>4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)</td> </tr> <tr> <td>勤務者</td> <td>7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)</td> </tr> </table>	自営業主	1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)	家族従業者	4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)	勤務者	7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など	その他	12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)	
自営業主	1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)																	
家族従業者	4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)																	
勤務者	7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など																	
その他	12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)																	
自営業主	1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)																	
家族従業者	4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)																	
勤務者	7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など																	
その他	12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)																	
F4 配偶者(パートナー)の有無 あなたは現在配偶者(パートナー)がいますか。 1 現在配偶者(パートナー)がいる 2 配偶者(パートナー)とは離別・死別 3 結婚したことはない	<b>【問23】配偶者(事実婚、パートナー等)の有無</b> あなたは現在配偶者(事実婚、パートナー等を含む)がいますか。 1 いる 2 離別・死別 3 いない	<b>変更</b> <b>「パートナー」→「事実婚、パートナー等を含む」に文言変更</b>																
F4-1 配偶者(パートナー)の職種	<b>削除</b>	<b>変更</b> <b>設問項目削除</b> 配偶者の職種までは不要なため削除																
<table border="1"> <tr> <td>自営業主</td> <td>1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)</td> </tr> <tr> <td>家族従業者</td> <td>4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)</td> </tr> <tr> <td>勤務者</td> <td>7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)</td> </tr> </table>	自営業主	1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)	家族従業者	4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)	勤務者	7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など	その他	12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)										
自営業主	1 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営業) 2 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) 3 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など)																	
家族従業者	4 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) 5 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) 6 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)																	
勤務者	7 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) 8 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) 9 事務職(一般事務員、営業員など) 10 労務職(一般工具、建築作業員、運転手など) 11 パート、アルバイト、内職など																	
その他	12 主婦・主夫(家事専業) 13 学生 14 無職(年金生活者など)																	
F5 世帯構成 1 単身世帯 2 子どものいない夫婦のみの世帯 3 親子二世代にわたる世帯 4 三世代以上の世帯 5 その他	<b>【問24】世帯構成</b> 1 単身世帯 2 <b>夫婦のみの世帯</b> 3 親子二世代にわたる世帯(18歳未満の子がいる) 4 親子二世代にわたる世帯(18歳未満の子がいない) 5 三世代以上の世帯(18歳未満の子がいる) 6 三世代以上の世帯(18歳未満の子がいない) 7 その他	<b>変更</b> <b>選択肢の追加、文言変更</b> 選択肢を明確化するため																
F6 住まい市町村 1 松江市 2 浜田市 3 出雲市 4 益田市 5 大田市 6 安来市 7 江津市 8 雲南市 9 奥出雲町 10 飯南町 11 川本町 12 美郷町 13 邑南町 14 津和野町 15 吉賀町 16 海士町 17 西ノ島町 18 知夫村 19 隠岐の島町	<b>【問21】住まい市町村</b> 1 松江市 2 浜田市 3 出雲市 4 益田市 5 大田市 6 安来市 7 江津市 8 雲南市 9 奥出雲町 10 飯南町 11 川本町 12 美郷町 13 邑南町 14 津和野町 15 吉賀町 16 海士町 17 西ノ島町 18 知夫村 19 隠岐の島町	変更なし																